

一条高校 育友会・教育後援会会則 新旧対象表

30.5.11

育友会会則

現 行	改 正
<p>第 11 条 本会には次の会を置く。</p> <p>1 総会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総会は毎年5月に開き、予算の審議、決算の承認、役員と会計監査委員等の選出等会務執行上必要な事項を審議し議決する。議決は総会の出席者の過半数の賛成をもって成立するものとする。 	<p>第 11 条 本会には次の会を置く。</p> <p>1 総会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総会は毎年5月に開き、予算の審議、決算の承認、役員と会計監査委員等の選出等会務執行上必要な事項を審議し議決する。 ・総会は会員の過半数の出席を要する（ただし委任状を含む） ・議決は会則に別段の定めがある場合を除き、出席者（委任状を含む）の過半数をもって成立するものとする。
<p>第 12 条</p> <p>ただし、授業料減免対象者については、会費を免除する。</p>	<p>削 除</p>

教育後援会会則

<p>(総 会)</p> <p>第 8 条</p> <p>2 議決は総会出席者の過半数の賛成をもって成立するものとする。</p>	<p>(総 会)</p> <p>第 8 条</p> <p>2 総会は会員の過半数の出席を要する（ただし委任状を含む）</p> <p>3 議決は会則に別段の定めがある場合を除き、出席者（委任状を含む）の過半数をもって成立するものとする。</p>
--	---

